

議員提出第七号議案

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害に加え、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめとしたインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の根幹として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならぬ。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し適切な規模で、復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後、早期に復興まちづくり方針・計画を策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する「大規模災害復興法」に基づき、国は特別の必要があると認めるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができることとされており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができることとされている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和六年七月末時点で着手率が約六十七%となっており、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などのさらなる支援の強化を求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年六月二十七日

国内参衆
士閣議議
交総院院
通理
大大議議
臣臣長長

中石関額
野破口賀
洋昌福志
昌茂一郎
殿殿殿殿

大分県議会議長 嶋

幸

一